

本報告は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第10条に基づき、政府が講じた犯罪被害者等のための施策について、毎年、国会に提出するものである。

今回の白書は初回に当たり、平成17年度から平成18年度前半に犯罪被害者等のために講じた施策を、「犯罪被害者等基本計画」（平成17年12月27日閣議決定）の5つの重点課題である、「損害回復・経済的支援等への取組」、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」、「刑事手続への関与拡充への取組」、「支援等のための体制整備への取組」、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」の柱立てに沿ってまとめている。